

いわき市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和8年9月1日現在において、次のとおりである。

令和8年9月1日

いわき市選挙管理委員会
委員長 飯間 香保子

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	5,083
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	42,354
3	選挙権を有する者の総数の3分の1の数	84,707